



はじめに

愛媛県では、「^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」の実現に向け、住み慣れた地域で誰もが安心して良質な医療を受けられるよう、安全・安心で質の高い医療提供体制の充実に取り組んでいます。

しかしながら、近年、急速な少子高齢化の進行にともなう疾病構造の変化や医療技術の高度化・専門化、県民の保健医療に対するニーズの多様化など、医療を取り巻く環境は大きく様変わりするとともに、地域間・診療科間の医師・看護職員といった医療従事者の偏在等により、救急医療をはじめとする地域に不可欠な医療の確保が困難になっております。

また、平成26年に成立した医療介護総合確保推進法では、医療機能の分化・連携の推進による効率的かつ質の高い医療提供体制の構築、在宅医療と介護が結ばれた地域包括ケアシステムの充実・強化など、地域における医療と介護の総合的な確保が求められており、県におきましては、こうした状況をふまえ、地域医療が直面するさまざまな課題に的確に対応するため、このたび、「第7次愛媛県地域保健医療計画」を策定いたしました。

本計画では、がん、脳卒中、救急医療等の5疾病・5事業および在宅医療について、必要な医療機能や連携体制等を明示するほか、団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年を見据えて平成28年に作成した地域医療構想を盛り込むなど、限りある医療資源を有効に活用し、切れ目のない地域医療提供体制を整備することとしています。

今後は、国や市町、関係機関・団体と連携を図りながら、本計画を着実に推進し、県民の医療に対する安心、信頼の確保に努めて参りますので、皆様方の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり御尽力をいただきました愛媛県保健医療対策協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月

愛媛県知事 中村時広